



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 南都銀行  
代表者名 取締役頭取 橋本 隆史  
(コード番号 8367 東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員 経営企画部長 横谷 和也  
(TEL. 0742-27-1552)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当行は、平成 29 年 5 月 23 日開催の取締役会において、新株式発行及び当行株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達のための目的】

当行は、奈良県、大阪府、京都府、和歌山県、三重県等を主な営業エリアとして、奈良県内で92店舗、大阪府、京都府でそれぞれ19店舗、15店舗を展開しております。当行の地元である奈良県は、3つの世界遺産と1,300を越える国宝・重要文化財といった豊富な観光資源を有しており、近年は世界各国からの観光客が大幅に増加し、ホテル等の宿泊施設の建設が相次ぐなど観光産業が活況となっているほか、大和野菜・吉野杉・繊維製品・医薬品など歴史のある固有の地域資源を活かした地場産業の景況感も向上しております。また、大阪府、京都府には多くの企業が集積しており、隣接する奈良県は良質な住環境から個人マーケットも肥沃であります。

このような環境のなか、当行は平成29年4月から中期経営計画「活力創造プランⅡ～変革と挑戦～」をスタートさせ、「地域の活性化」「意識・営業・事務・経費の改革推進」「経営管理の高度化」を重点戦略として掲げ、収益性や生産性の向上に向け、ビジネスモデルの抜本的な改革に取り組んでおります。特に営業改革としては、当行営業エリアでの中小企業向け融資において、取引先企業の今後の成長性を一層重視し、地元企業の資金ニーズに柔軟かつ迅速に対応するほか、営業エリアにおける取引先数拡大を強力に進め、地域に対する資金供給に全力で取り組んでまいります。また個人のお客さまに対しては、コンサルティング機能の充実を図るべく、昨年12月に近畿地銀で初めての信託業務兼営認可を取得するなど、肥沃な個人マーケットを活かし証券・相続ビジネスを強化してまいります。一方、こうした営業改革を支えるための人員面での対応として、抜本的な事務改革を断行し、効率的な事務処理態勢を構築することで、これまで事務に従事していた人員を営業に振り向け、収益性・生産性の向上を図ってまいります。

当行の平成29年3月期の自己資本比率は、連結9.42%、単体9.19%と、バーゼルⅢ国内基準行の最低基準である4%を上回っておりますが、地方銀行の使命である「地域の活性化」に向けて、地域の成長に繋がる資金需要を掘り起こし、積極的に資金提供を行っていくためには、財務基盤を一層強化し、融資増強に伴うリスクアセット拡大に備えることが必要であると判断し、今回新株式の発行を行うこととしました。

今後、当行は地元企業や観光産業等の地場産業の育成、企業誘致の推進等を通じて、「地域経済力の創出」に貢献し、お客さまと共に成長していくことで、当行の持続的な成長につなげていきたいと考えております。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当行普通株式 5,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年5月31日(水)から平成29年6月6日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当行に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成29年6月7日(水)から平成29年6月13日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当行取締役頭取 橋本隆史に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 行 普 通 株 式 750,000 株  
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当行株主から750,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当行取締役頭取 橋本隆史に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 行 普 通 株 式 750,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 決 定 方 法 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成29年7月3日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成29年7月4日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当行取締役頭取 橋本隆史に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から750,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、750,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当行株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当行は平成29年5月23日（火）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当行普通株式750,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成29年7月4日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年6月27日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当行普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当行普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	27,275,656株	（平成29年4月30日現在）
公募増資による増加株式数	5,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	32,275,656株	
第三者割当増資による増加株式数	750,000株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	33,025,656株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 22,282,000,000 円については、当行中期経営計画の重点戦略の1つである地域の活性化に向けて、地域の成長に繋がる資金需要を掘り起こし、積極的に資金提供を行っていくため、全額を平成 30 年 3 月末までに、中小企業等向け貸出金等運転資金に充当する予定であります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の公募増資にともない、資本基盤をより強固なものとするとともに、経営の柔軟性と機動性を確保し、より積極的な事業展開を図ることで収益拡大に繋がるものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行業の公共性に鑑み、適正な内部留保の充実により経営体質の強化を図りつつ、株主の皆さまへの利益還元につきましても安定的な配当の継続を基本方針とするとともに、体力に応じて増配を実施するなど、常々特段の配慮をしております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年 2 回としております。これら配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、お客さまの利便性向上のための機械化や店舗設備等に投資するとともに、効率的な資金運用により安定収益の確保に努め、より一層強固な経営体質を確立してまいり所存であります。

#### (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益金額	33.78 円	36.81 円	45.32 円	466.05 円
1 株当たり年間配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	6.00 円 (3.00 円)	7.00 円 (4.00 円)	7.00 円 (3.50 円)	70.00 円 (35.00 円)
連結配当性向	17.7%	19.0%	15.4%	15.0%
自己資本連結当期純利益率	4.3%	4.3%	4.9%	4.9%
連結純資産配当率	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%

ご注意: この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 平成 28 年 10 月 1 日付で当行普通株式 10 株を 1 株に株式併合しております。
2. 連結配当性向は、1 株当たり年間配当額を 1 株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。
3. 平成 27 年 3 月期の 1 株当たり配当額のうち 1 円 00 銭は創立 80 周年記念配当です。
4. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は連結当期純利益）を自己資本（連結純資産の部合計から新株予約権及び非支配株主持分（又は少数株主持分）を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当額を 1 株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。
6. 平成 29 年 3 月期の 1 株当たり中間配当額及び 1 株当たり年間配当額については、平成 28 年 10 月 1 日付の株式併合を考慮した金額としております。また、平成 29 年 3 月期の 1 株当たり期末配当金 35.00 円は、平成 29 年 5 月 12 日付の「決算短信」において公表したものであり、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当行第 129 期定時株主総会での承認を条件としております。
7. 平成 29 年 3 月期の数値は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当行は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（33,025,656 株）に対する下記の交付株式予定残数合計の比率は 0.09%となる見込みであります。

会社法に基づき発行したストックオプション（新株予約権）付与の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

取締役会決議日	交付株式 予定残数	行使時の 払込金額	行使により 株式を発行 する場合の 株式の発行 価格	行使により 株式を発行 する場合の 資本組入額	行使期間
平成 22 年 6 月 29 日	2,530 株	1 円	4,411 円	資本組入額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	平成 22 年 7 月 30 日から平成 52 年 7 月 29 日まで
平成 23 年 6 月 29 日	3,330 株	1 円	3,861 円		平成 23 年 7 月 30 日から平成 53 年 7 月 29 日まで
平成 24 年 6 月 28 日	4,740 株	1 円	3,031 円		平成 24 年 7 月 28 日から平成 54 年 7 月 27 日まで
平成 25 年 6 月 27 日	4,830 株	1 円	3,721 円		平成 25 年 7 月 27 日から平成 55 年 7 月 26 日まで
平成 26 年 6 月 27 日	4,240 株	1 円	4,011 円		平成 26 年 7 月 26 日から平成 56 年 7 月 25 日まで
平成 27 年 6 月 26 日	5,250 株	1 円	3,971 円		平成 27 年 7 月 25 日から平成 57 年 7 月 24 日まで
平成 28 年 6 月 29 日	4,920 株	1 円	3,661 円		平成 28 年 7 月 30 日から平成 58 年 7 月 29 日まで

(注) 平成 28 年 10 月 1 日付株式併合（当行普通株式 10 株につき 1 株）の影響を勘案しております。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	392 円	411 円	309 円 □3,845 円	4,130 円
高 値	465 円	459 円	407 円 □4,790 円	4,435 円
安 値	359 円	292 円	280 円 □3,560 円	3,915 円
終 値	417 円	306 円	389 円 □4,075 円	4,015 円
株価収益率	11.32 倍	6.75 倍	8.74 倍	—

(注) 1. 平成29年3月期の□印は株式会社併合(平成28年10月1日付で当行普通株式10株を1株に併合)後の株価を示しております。

2. 平成30年3月期の株価については、平成29年5月22日現在で表示しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額(平成29年3月期については、平成29年5月12日付の「決算短信」において公表した未監査の1株当たり連結当期純利益金額)で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当行は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当行株式の発行、当行株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当行株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。